

参考資料 2

諮詢 第 619 号
環保安発第 2409131 号
令和 6 年 9 月 13 日

中央環境審議会会长
高村 ゆかり 殿

環境大臣
伊藤 信太郎
(公印省略)

今後の化学物質対策の在り方について（諮詢）

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 41 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、今後の化学物質対策の在り方について、貴審議会の意見を求める。

（諮詢理由）

化学物質に関する世界共通の目標として、2023 年 9 月に Global Framework on Chemicals において「環境と人の健康を保護するために、化学物質と廃棄物による害を防止、またはそれが実行可能でない場合は最小化すること」が合意された。この中で、2019 年 1 月に全面施行された、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 53 号）附則第 5 条において、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と定められているとおり、その施行状況及び必要な措置について検討することが求められている。

こうした状況を踏まえ、今後の化学物質対策の在り方について、所要の検討を行う必要がある。

中環審第1339号
令和6年9月17日

中央環境審議会 環境保健部会
部会長 大塚 直 殿

中央環境審議会
会長 高村 ゆかり
(公 印 省 略)

今後の化学物質対策の在り方について（付議）

令和6年9月13日付け諮問第619号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、環境保健部会に付議する。